

後期高齢者医療制度加入のみなさまへ

～後期高齢者医療制度のお知らせ～

○「後期高齢者医療被保険者証」の変更について

平成23年中の所得状況により、負担割合（3割負担から1割負担、1割負担から3割負担）の変更となる方については、8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

この認定証を医療機関の窓口に表示することで、高額な外来診療を受けたときは（同一医療機関等のひと月の窓口での支払い）一定の金額にとどめられ、入院時には自己負担限度額と食事代が減額されます。

＜平成23年度に交付を受けている方＞

現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成24年7月31日が有効期限となっております。

平成23年中の所得状況等により、平成24年度も引き続き認定される方には、新しい認定証（有効期限は平成25年7月31日まで）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

＜交付を受けられる方＞

平成24年度住民税非課税世帯に属する方（低所得区分Ⅰ及び低所得区分Ⅱの方）は、申請により認定証の交付を受けられます（平成24年度限度額適用・標準負担額減額認定の対象者には、7月下旬に勧奨通知を送付いたします。8月中旬に申請手続きをしてください）。

・低所得区分Ⅰに該当する方

世帯員全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員の各所得金額が全て0円の方（公的年金の場合は80万円以下）及び老齢福祉年金受給者

・低所得区分Ⅱに該当する方

世帯員全員が住民税非課税である方

＜申請に必要なもの＞ …………… ・印鑑 …………… ・被保険者証

＜申請場所＞ …………… 村税務住民課後期高齢者医療係

○医療機関等の窓口負担及び保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や、保険料を支払うことが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

○東日本大震災で被災された被保険者の方へ

申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

平成23年度に保険料の減免を受けた方で平成24年度も引き続き減免の要件に該当する場合についても、改めて申請が必要となります。

＜お問い合わせ先＞

東通村 税務住民課 国民健康保険グループ 後期高齢者医療係 ☎27-2111（内線152）

青森県 後期高齢者医療広域連合

☎017-721-3821